

H.22.9

第61号

マリアス ニュース

(海上保安庁総合保険)



作品名：「孀恋高原の夏秋キャベツ畑」
撮影者 総務部秘書課 中川 健郎

平成23年の更新のご案内が始まりました!!

申込締切日(手続はお早めに!)

9月24日(金)

- 加入内容に変更がなければ申込書の提出は不要です。
- 各種注意事項は裏面に記載しておりますので、十分ご確認をお願いします。

海上保安庁

本庁秘書課
大学・学校総務課
管区本部厚生課

●主な変更ポイント

団体傷害保険の保険料等を改定します

平成22年10月から傷害保険の保険料率が改定されました。これを受け、マリアス団体傷害保険ではタイプ内容を以下2点について変更しています。詳しくは「マリアス募集」パンフレット18ページから21ページをご覧ください。

■従来タイプに比べ、保険料を一律引き上げています。

- ・補償内容は従来タイプと同じです。

■従来タイプの他に、「新しいタイプ(A0・Aア・B0・Bア・C0・Cアの6タイプ)」を追加しました。

- ・従来タイプのうち、「保険料が最も低いタイプ」と同じ保険料のタイプを新設しました。

*なお「自転車総合保険」・「個人賠償責任保険等のオプション」及び「団体長期障害所得補償保険」は変更ありません。

●加入、更新に際しての留意事項

①新規加入、加入内容を変更する場合

- ・新規加入、加入内容を変更する場合は必ず**申込票の手続きとご提出が必要**です。
- ・グループ保険、医療保障保険、三大疾病保障保険の加入内容に**変更がある場合は、該当箇所にすべて記入・押印をお願いいたします。**
- ・また、**新規加入、増額に際しては健康状態の告知を正確に行ってください。**(団体傷害保険は告知不要です)
- ・団体傷害保険は家族構成の変更(結婚、出産、子ども就職など)があった場合、タイプ(個人型、夫婦型、家族型)の変更の必要がないか十分に確認し、必要な場合は必ず申込書の手続き、ご提出をお願いします。
- ※ **変更の申出をしない限り、原則として加入申込票に打ち出された契約内容が自動継続(ただし、加入できる年齢に上限あり。)**となりますのでご注意ください。

【加入できる年齢の上限】

- ・グループ保険 : 昭和15年7月2日以後に生まれた方 (H23.1.1時点の保険年齢70歳6か月まで)
- ・医療・三大疾病保険 : 昭和16年7月2日以後に生まれた方 (H23.1.1時点の保険年齢が69歳6か月まで)
- ・長期所得補償保険 : 現職のうち、昭和27年1月1日以後に生まれた方 (H23.1.1現在において59歳以下)

②加入内容に変更がない場合

- ・**申込書の手続き、提出は不要**です。
- ・申込書を提出されない場合、各種保険制度は同保障額で自動継続となりますが、年齢超過による脱退や減額、保険料の年齢による変更は自動的に適用されます。

●マリアスWEBサイトのご案内

マリアス保険制度を職員、家族及び退職者等に広くご案内するため、マリアスのパンフレット、海上保安協会への届出及び請求ガイド(団体傷害保険・長期所得補償保険を除く。)等を掲載しています。ぜひアクセスしてください!!

【サイトのアクセス方法】 ※インターネット環境があればどこからでもアクセス可能

・海保庁のパソコン : 庁内(秘書課)イントラネットのリンクからアクセス

・自宅等のパソコン : 検索サイトの「海上保安庁総合保険(マリアス)」からアクセス又は

<https://www.group-welfare.jp/CGI/marias/login/login.cgi>に接続 (パスワード: 19480512)

◆◆ 海上保安庁 健康安全標語 ◆◆

「まだできる やる気と無理は 紙一重」

第六管区海上保安本部総務部人事課 下 修司

